

平成30年 2月 2日 (金)
高知河川国道事務所

平成29年度 高知海岸保全技術検討委員会の開催について ～海岸保全施設計画を見直して、施設整備効果の早期発現を図ります～

高知海岸保全技術検討委員会は、直轄高知海岸（長浜～新居工区、南国工区）の海岸保全事業の実施にあたって、海岸工学の技術的見地からこれを提言、助言することを目的に設立されたものです。（委員は別表1のとおり）

本委員会では、高知海岸直轄海岸保全施設整備事業の新たな海岸保全施設計画の策定に関する議論を行います。（詳細は別紙1のとおり）

記

1. 開催日時

平成30年 2月 9日 (金) 9:30～11:30

2. 開催場所

高知共済会館 3階大ホール「桜」 住所：高知市本町5丁目3-20

3. 議事（予定）

- ①高知海岸の現状
- ②高知海岸直轄海岸保全施設整備事業の概要
- ③新たな海岸保全施設計画の検討
- ④海岸保全施設計画の見直し（案）と保全効果
- ⑤今後のモニタリング計画

4. 公開等

- ・委員会は、報道機関を通じて公開いたします。
 - ・委員会での配付資料等は、高知河川国道事務所のホームページに掲載します。
- ※取材や傍聴に関する詳細は、別添資料1及び2をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】に該当します。

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所

電話(088)833-0111(代表)

副 所 長 岡林 福好 (内線204)

○地域防災調整官 富永 剛史 (内線304)

○主たる問い合わせ先

海岸保全施設計画の見直しについて

- ◆高知海岸の高潮侵食対策の見直しを行い、新たな海岸保全施設計画を策定します。

◆高潮・侵食対策の見直しの必要性

■必要砂浜幅の見直しの必要性

・H16～17年の大規模な海底地形の変動をはじめ、現行計画策定時に想定されていなかった地形変化、土砂の流れ等が確認され、港湾等の周辺施設の影響もあり、新たな侵食が発生。

■現行ヘッドランド計画の見直しの必要性

・ヘッドランド施設延長 300～400m、突堤先端水深 9m では沿岸漂砂を保全施設内で制御（ポケットビーチの形成）できないことより、近年の地形変化、漂砂移動等に対応する保全施設の検討が必要。

■南国工区西端の侵食対策の追加

・南国工区人工リーフ及び 52 号離岸堤周辺では、高知新港による漂砂の影響や、高波浪時等の局所的な侵食により砂浜が形成されず、堤防倒壊被害が発生。

◆施設計画見直しの考え方

実現性、経済性、施工性が高く、保全効果の早期発現が可能な海岸保全施設計画を検討する。

近年の地形条件を踏まえた整備指標（必要砂浜幅）の見直しを検討

現行ヘッドランド計画にこだわらない効果的、効率的な整備メニューを検討

既存施設を活用した侵食対策案を検討

※敬称略

高知海岸保全技術検討委員会 委員	
所 属	氏 名
大阪大学 名誉教授	出口 一郎
高知工科大学 学長	磯部 雅彦
広島大学 名誉教授	山下 隆男
国土交通省 国土技術政策総合研究所 海岸研究室長	加藤 史訓
国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室 海洋開発企画官	藤田 士郎
高知県 土木部 部長	福田 敬大
国土交通省 四国地方整備局 河川部長	植松 龍二
国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所長	新宅 幸夫

平成30年1月現在

会場案内図



高知共済会館
〒780-0870
高知県高知市本町5丁目3-20
TEL : 088-823-3211 FAX : 088-823-3102

平成 29 年度 高知海岸保全技術検討委員会

取材についてのお願い

(取材)

- 1) 会議を取材しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付名簿」に必要事項を記入し、事務局がお渡しするプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席、随席までとし、それより前には立ち入らないで下さい。
 - ③会議中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替え、通話はお控え下さい。

(公開・公表)

- 3) 審議中に発言された委員の個人名は報道しないよう配慮をお願いします。

事務局：四国地方整備局
高知河川国道事務所

平成29年度 高知海岸保全技術検討委員会

傍聴要領

(主旨)

この要領は、平成29年度 高知海岸保全技術検討委員会(以下「委員会」という。)の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(委員会の傍聴)

- 1) 委員会を傍聴しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要な事項を記入して下さい。
- 2) 傍聴者席については、12席を確保しています。受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①委員会における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言、私語、談論などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ、資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、通話はお控え下さい。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
 - ⑦委員会の中での発言はできません。
 - ⑧その他、会場の秩序を乱したり、委員会の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 4) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室をお願いすることがあります。
- 5) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 以上のほか、傍聴者は司会、委員長及び事務局の進行に御協力下さい。

事務局：四国地方整備局
高知河川国道事務所